

岩手県立緑化センターの管理運営に関する基本協定書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）について、次の条項により、センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号。以下「条例」という。）第1条の2の規定により指定管理者となる乙が行うセンターの管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理運営業務）

第2条 管理運営業務は、条例第1条の3に掲げる業務とする。

2 前項に掲げる業務の細目は、別記1「緑化センター管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

3 乙は、センターの利用者の平等な利用の確保を図るとともに、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、乙が指定管理者募集の際に甲に提出した管理計画書を基本として、乙が毎年度ごとに作成する管理計画書に基づきセンターを適正に管理運営しなければならない。

（管理物件）

第3条 センターを構成する公有財産及び備品のうち、乙が管理を行うものは、別記2「緑化センター管理物件（以下「管理物件」という。）」に記載のとおりとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を管理運営以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

4 甲は、乙が管理を行う公有財産（以下「財産」という。）について、公用又は公共用以外の使用的申請があった場合、その使用が財産の用途又は目的を妨げないと認められるときは、その使用を許可することがある。

なお、甲が協定締結前に既に使用許可を行っている財産については、甲は協定締結後においても引き続き財産の使用を許可するものとする。

5 前項において、財産の使用を許可した場合は、甲は乙に通知するものとする。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの基本協定に定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（管理運営の期間）

第5条 乙がセンターを管理運営する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理計画等の提出)

第6条 乙は、毎年度2月末までに、翌年度に係る次に掲げる事項を記載した岩手県立緑化センター管理(変更)計画書(様式第1号)を甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、平成30年度分の管理計画書にあっては、平成30年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 管理運営の実施に関する事項
- (3) 管理運営に要する経費に関する事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により承認を受けた管理計画書を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用料金)

第7条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

- 2 乙は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、別記3で定める利用料金の免除基準により、利用料金の免除を行うものとする。
- 4 乙は、前項のほか条例第7条の規定による利用料金の免除を適用する場合は、あらかじめ甲と協議の上、免除の基準を明確にし、利用者に対して周知を図るものとする。

(指定管理料)

第8条 甲は、乙に対して管理運営に係る指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料については、別途年度協定書に定めるものとする。

(定期報告)

第9条 乙は、次に掲げる事項について、毎月10日までに前月の状況を緑化センター管理運営定期報告書(様式第2号)により甲に報告しなければならない。

- (1) 施設等の利用状況
- (2) 施設等の利用料金収入の額
- (3) その他甲が必要と認める事項

(管理運営・事故等報告)

第10条 乙は、毎年度4月10日までに次に掲げる事項を記載した緑化センター管理報告書(様式第3号)を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況及び利用料金収入に関する事項
- (3) 経理の状況に関する事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 施設の安全・機能上支障がある破損等を発見したときは、甲に施設破損等報告書(様式第4号)又は事故報告書(様式第5号)により報告するものとする。

(指定管理料の支払)

第11条 乙は、前条の承認を得たときは、緑化センター指定管理料請求書（様式第6号）により当該承認に係る事業年度の指定管理料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に指定管理料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 甲は、管理計画書に基づき必要があると認める場合は、指定管理料を前金払することがある。

2 乙は、前項の前金払を受けようとする場合は、緑化センター指定管理料前金払請求書（様式第7号）により各月10日までに、所要額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、速やかに指定管理料を支払うものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、管理運営の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、隨時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

(リスク分担)

第14条 管理運営に関するリスク分担については、別記4のとおりとする。

2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。

(備品の管理)

第15条 乙が甲の支払う指定管理料又は利用料金収入で取得した備品（以下「備品」という。）については、甲の所有とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、備品の台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならぬ。

(システムの管理)

第16条 乙が甲の支払う指定管理料又は利用料金収入で構築したシステム（ホームページを含む。以下「システム」という。）については、第5条に規定する期間が満了したとき又は第26条の規定によりこの協定が解除されたときは、甲又は甲が指定した者に対してそのシステムを引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならぬ。

(権利譲渡等の制限)

第17条 乙は、この基本協定の締結によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の制限)

第18条 乙は、管理運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個別業務についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(情報の公開)

第19条 乙は、センターの管理運営に関する情報の公開の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するとともに、保有する管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、管理運営に関する情報について、別記5「指定管理者が管理する公の施設の管理運営に関する情報公開要領」に基づき、当該情報の公開を行うこととする。

3 乙は、毎年度3月31日までに、指定管理者の情報公開の実施状況（様式第8号）を提出するものとする。

4 甲は、管理運営に関する情報の公開のための手続について、広報紙、ホームページ等を活用して広く周知するとともに、乙は、当該手続きに関する資料を乙の主たる事務所及び乙が管理するセンターに常時備え置いて、提供するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙の役員若しくは管理運営に従事している者又はこれらの者であった者は、管理運営の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記6「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管理物件の現状変更)

第22条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第23条 乙は、第5条に規定する期間が満了したとき又は第26条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、甲の指示するところにより管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、乙は甲に対し、管理物件の原状の回復に要した費用を請求しないものとする。

(事故の報告)

第24条 乙は、センターにおいて利用者の被災その他の事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(管理運営の継続が困難となった場合の措置等)

第25条 乙は、管理運営の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 前項の規定が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 第1項の規定が、不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときには、甲と乙は、その継続の可否について協議するものとする。

(協定の解除等)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、乙に対して書面により通知した上で、基本協定を解除するとともに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

(1) 乙が、乙の責に帰する理由により基本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき

(2) 乙が、基本協定又は関係法令等の規定に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないと

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるとわかったとき

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとわかったとき

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者であるとわかったとき

(6) 前5号のほか、乙がセンターの指定管理者として管理運営を継続することが適当でないと認められるとき

2 前項の規定は、指定管理料の支払があった後においても適用するものとする。

(指定管理料の返還)

第27条 乙は、前条の規定によりこの基本協定を解除された場合において、既に指定管理料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、指定管理料を返還するものとする。

(延滞金)

第28条 乙は、前条の規定により指定管理料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第29条 乙は、その名称、住所、代表者等の変更があったときは、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(損害賠償等)

第30条 乙は、管理物件、資料又は展示品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、甲の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(関係機関等との連携等)

第31条 乙は、管理運営に当たり、近隣住民や関係機関等との協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第32条 乙は、第5条に規定する期間が満了したとき又は第26条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、甲又は甲が指定した者に対して管理運営の引継ぎを行わなければならない。

(協議)

第33条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙
協議して定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通
を保有するものとする。

平成　年　月　日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 ○○○○○

○○○○○

○○○○○ ○○○○○